

居宅介護 重要事項説明書 料金表

〔令和6年6月1日改訂〕

利用料金は、以下のとおりです。

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満								
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額							
身体介護	2,560円	256円	4,040円	404円	5,870円	587円	6,690円	669円							
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 3時間30分未満		以降30分毎								
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額							
	7,540円	754円	8,370円	837円	9,210円	921円	+830円	+83円							
通院等介助 身体介護を伴う場合	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満								
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額							
	2,560円	256円	4,040円	404円	5,870円	587円	6,690円	669円							
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 3時間30分未満		以降30分毎								
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額					
7,540円		754円		8,370円		837円		9,210円		921円		+830円		+83円	
家事援助	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満								
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額							
	1,060円	106円	1,530円	153円	1,970円	197円	2,390円	239円							
	1時間15分以上 1時間30分未満		1時間30分以上 1時間45分未満		以降15分毎										
利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額		利用料		利用者負担額					
2,750円		275円		3,110円		311円		+350円		35円					

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通院等介助(身体介護を伴わない場合)	1,060円	106円	1,970円	197円	2,750円	275円	3,450円	345円
	以降30分毎							
	利用料	利用者負担額						
	+690円	+69円						
通院等乗降介助	利用料	利用者負担額	片道1回当たり					
	1,020円	102円						

- ◆サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。
- ◆サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ◆利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求致します。
- ◆通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ◆「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ◆介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

①サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25	/	100 分の 25	100 分の 50

②事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者 負担額	算定回数等
特定事業所加算(I)	所 定 単 位 数 の 20/100	左記の 1 割	(I) (①~③) のすべてに適合 (II) (①及び②) に適合 (III) (①及び③) に適合 (IV) (①及び④) に適合 ①サービス提供体制の整備(研修 の計画的実施、情報の的確な伝 達等) ②良質な人材の確保(介護福祉士 の割合が30%以上等) ③重度障がい者への対応(区分 5 以上の利用者及び喀痰吸引等を 必要とする者が30%以上) ④中重度障がい者への対応(区分 4 以上である者及び喀痰吸引等を 必要とする者の占める割合が 50%以上)
特定事業所加算(II)	所 定 単 位 数 の 10/100	左記の 1 割	
特定事業所加算(III)	所 定 単 位 数 の 10/100	左記の 1 割	
特定事業所加算(IV)	所 定 単 位 数 の 5/100	左記の 1 割	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	身体介護又は通院等介助(身体介護を 伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に 対し、1月に2回を限度とします
初 回 加 算	2,000 円	200 円	初回月、1 回のみ

特別地域加算	所定単位数の 15/100	左記の1割	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算します。
喀痰吸引等支援体制加算	1,000円	100円	特定事業所加算(Ⅰ)を算定していない事業所において、介護職員等が痰の吸引等を実施した場合に加算します。
福祉専門職員等連携加算	5,640円	564円	サービスの初回から90日間で3回を限度とします。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 417/1000	左記の1割	介護職員等の職場環境の向上、賃金の改善等を実施しているものとして、厚生労働省で定めた要件に該当した場合に加算します。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 402/1000	左記の1割	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 347/1000	左記の1割	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 273/100	左記の1割	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1)～(14)	所定単位数の 139～372 /1000	左記の1割	

- ◆緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します〔対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります〕。
- ◆初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内にサービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。
- ◆特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供

を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

- ◆喀痰吸引等支援体制加算は、喀痰吸引等が必要な方に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算します。
- ◆福祉専門職員等連携加算は、精神障がい者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合に加算されます。

③利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月当たり

- ◆地域区分による 1 単位の単価は 10.18 円になります。

_____ 現在、当事業所が取得している加算は、
_____ 地域区分 7 級地、_____ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I)、
_____ 特定事業所加算 (II)
_____ になり、
上記基本料金に _____ % 加算したものが利用料金になります。

■償還払いについて

介護給付費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。＜「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住いの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。＞

その他の利用者負担額

交通費	サービス提供地域	負担額無し			
	サービス提供地域外	1) 公共交通機関を利用の場合・・・実費請求 2) 自動車使用の場合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>片道 10km未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>片道 10km以上</td> <td>400円</td> </tr> </table>	片道 10km未満	200円	片道 10km以上
片道 10km未満	200円				
片道 10km以上	400円				
その他	利用者居宅の使用する水道・電気・ガス電話等の費用	利用者にご負担いただきます。 但し、電話の使用は、事業所への連絡の場合のみとします。			
キャンセル料	提供サービスの中止・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・利用予定日の前日 17 時までの申し出の場合…無料 ・利用予定日の前日 17 時から当日 8 時までの申し出の場合…250 円 ・当日 8 時から利用前までの申し出の場合… 交通費+500 円 <p style="text-align: center;">交通費…当事業所から利用者宅までの往復距離×25 円</p>			

※ 注) キャンセル料は、実費になり、理由如何にかかわらずお支払いいただきますので、前日 17:00 までにご連絡をお願い致します。